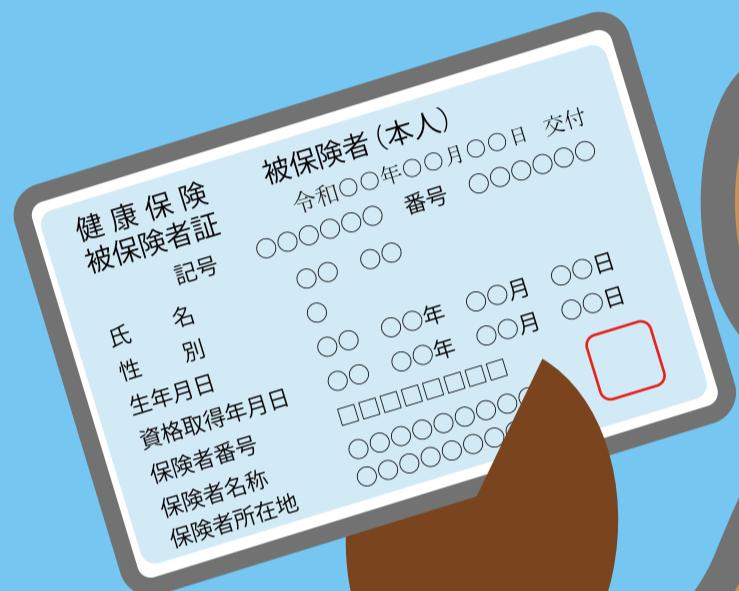


保険証は、 うっかり忘れず、 しつかり提示。



1

医療機関で保険診療を受ける場合は、**保険証の提示**が義務付けられています。

2

無効となった保険証は、
使用できません。

※退職の翌日から、保険証は使えません。
※診療期間中に保険証の内容に変更があった場合は、受診機関の窓口に連絡してください。

3

無効となった保険証を使用した場合、後日、保険が適用された**医療費を返却**していただかなければなりません。